

療育を希望されるお子様について

療育を受けるためには、下記により療育や訓練の必要性を確認します。

●持っているもの・あてはまるものにチェックをお願いします。

⑥～⑨にあてはまる方は、図の質問にそって提出が必要な書類をご確認ください。

- ☐ ①身体障害者手帳
- ☐ ②療育手帳
- ☐ ③精神障害者保健福祉手帳
- ☐ ④特別児童扶養手当証書
- ☐ ⑤自立支援医療受給者証
- ☐ ⑥難病患者である (診断名: 病院:)
- ☐ ⑦確定診断を受けている (診断名: 病院:)
- ☐ ⑧①～⑦にあてはまらないが、療育や訓練をすすめられた
(紹介先: 保健センター・児童相談所・保健所・学校・その他)
- ☐ ⑨その他 ()

〈図〉(⑥～⑨にあてはまる方)

〔Ⅰ〕知的・精神に関わる疾病または難病の確定診断を受けている

はい → 診断書の写しを提出

いいえ 〔Ⅱ〕へ

〔Ⅱ〕専門機関で検査を受けたことがある

はい → 検査結果等の書類を提出

いいえ 〔Ⅲ〕へ

〔Ⅲ〕検査をすすめられたが、まだ受けていない(受ける予定がある)

はい → 検査実施後に書類を提出(必須)

いいえ



療育や訓練をすすめられた機関へ、市より聞き取りを行います。
また必要に応じて検査実施をお願いします。

初めて通所受給者証の申請をされる方へ

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用し、療育を受けるためには「通所受給者証」が必要です。手続きにあたっては、以下のものを高齢障害福祉課に提出してください。

◆申請に必要なもの◆ 1～3の様式は高齢障害福祉課にあります

- ☐ 1. 障害児通所給付費申請書兼利用者負担額認定申請書（様式第1号）
- ☐ 2. 就学児サポート調査票（放課後等デイサービス）…小学生以上の場合
- ☐ 3. 利用者負担上限額管理事務依頼届出書…フローチャートで届け出が必要な方のみ
- ☐ 4. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳…お持ちの方
- ☐ 5. 特別児童扶養手当証書、自立支援医療受給者証…お持ちの方
- ☐ 6. 診断書の写し、心理検査等…4や5をお持ちでない方(図を参照)
- ☐ 7. 個人番号が分かるもの…申請書に記入が必要です
- ☐ 8. ご兄弟の在園証明書…児童発達支援を利用される方のうち、上のご兄弟が幼稚園または保育園に通園している方

※窓口での手続きの際に聞き取りを行うため、20分ほどお時間をいただきます。

鳥栖市役所 高齢障害福祉課
障害者支援係

TEL 0942-85-3642